

インキュベーションオフィス経営相談業務 委託仕様書

1 契約の種類・契約方法

業務委託契約・単価契約（1回あたり 30,000 円。支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する）

2 業務委託の目的

こうべ産業・就労支援財団（以下、「財団」という。）では、新規企業育成事業の一環として、起業家や創業間もない個人・企業の育成・発展を促進し、経済の活性化と雇用の創出を目的に、多様な能力を持つ「人」が創業できる環境を整えていくことが必要であることからインキュベーション事業を実施している。

インキュベーションオフィスの入居起業家の育成支援を図るため、資金調達方法・計画、販売方法・計画、人員体制などの経営課題に対する助言を行う経営相談を実施する。

3 業務内容

（1）個別経営相談の対応

原則月2回、当財団が運営するインキュベーションオフィス入居企業（以下、「入居企業」という。）を対象とした、1日6コマ、1コマ50分の経営相談に対応する。終了後は相談対応記録を作成し、提出すること。相談にあたっては（3）で共有された情報などに基づき、入居者にヒアリングすること。その際、入居者から課題を聞き取り、課題解決に向けた助言を行うこと。財団の依頼に応じ、入居企業のオフィスをフォロー訪問するなど、事業進捗や課題状況の確認を行うこと。

その他、財団と協議のうえ、必要に応じて入居者の起業を後押しするプログラムを企画し、個別経営相談の時間内で実施すること。

（2）セミナーの実施

経営相談実施日に各月1回程度、入居企業を対象に、経営力向上や人材育成に役立つ内容のセミナーを企画し、自ら講義を行うこと。

セミナー開催の場合は、（1）の経営相談日の時間内で実施すること。

（3）支援情報の共有

①財団指定の方法により経営相談報告書を作成するとともに、随時、財団職員に対して報告、相談を行い、情報の交換、共有を図ること。

②財団の依頼に応じ、「インキュベーション入居審査業務」の入居審査員を交えた会議に出席し、入居者情報の交換、共有を図ること。

（4）その他

インキュベーション事業運営に関する助言・提案をすること。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 提出書類

- (1) 相談対応の都度、財団が指定する経営相談報告書を作成し、提出すること。
- (2) セミナーの実施にあたっては、セミナーに使用する資料一式を実施日前 5 営業日までに提出すること。
- (3) 提出については、(1) の報告書にパスワードを付して電子メールで送付すること。

6 検査

集合研修については、実施日に行う。
集合研修以外については、月末締め翌月 10 日までに行う。

7 支払方法

(1) 支払期限

検査合格後、月末締めで適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(2) 積算方法

① 1回は 6 時間以上とし、土日祝日、夜間などの条件に関わらず一律とする。ただし、別途財団が依頼する業務については、協議によることができる。

② 財団事務所への交通費は委託料に含む。

8 業務上の留意点

- (1) 財団のインキュベーション事業に関する助言、運営協力につとめること。
- (2) 別紙契約書、仕様書、委託契約約款のとおり、業務委託契約を締結する。業務委託契約の対象が法人の場合は、契約締結後速やかに、選定された経営相談員を契約約款第 13 条にかかる「業務責任者」として選定し、書面により通知すること。
- (3) 財団の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。

※財団情報セキュリティポリシー掲載先

<https://kobe-ipc.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/bc268c28e46f8ffecc8af198225f6684.pdf>

9 参考 URL

<https://kobe-ipc.or.jp/incubation> (インキュベーションホームページ)

神戸ハーバーオフィスに 35 室（創業準備オフィス 13、スマートオフィス 16、企業育成室 6）

湊川パークタウンに 4 室

10 担当部署

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団 経営支援部

（電話） 078-360-3202

（E-mail） kaigyoshien@kobe-ipc.or.jp

以上